

「多重債務者問題対策ネットワーク研修」実施要領

1 開催の趣旨

深刻な社会問題である多重債務問題を抜本的に解決するため、19年4月、政府において「多重債務問題改善プログラム」が決定され、住民から最も身近な地方自治体において、現に多重債務に陥っている方々に対して債務整理や生活再建のための相談を行う等の体制を整備することとされている。

本県においても、昨年6月「山口県多重債務者問題対策協議会」を立ち上げ、各種施策を展開しているところであるが、この度、この対策の一環として、法律専門家団体と協同し、多重債務者と接する機会の多い自治体窓口職員・相談員及び社会福祉協議会等の関係者を対象に、関係機関相互のより一層の連携強化を図るための研修会を開催しようとするものである。

具体的には、多重債務者問題の概論、自治体における多重債務者問題対策の取組事例、法律専門家による債務整理業務の基本的知識を習得することによって、多重債務問題の発生から解決までの流れを自治体関係者等が把握し、より一層の連携を図り、多重債務者問題の解決に繋げることを、研修の目的とする。

2 研修の主な対象

- ・岩国圏域の自治体において多重債務者に接する可能性のある相談員・職員
- ・岩国圏域の社会福祉協議会職員・相談員・民生委員・児童委員

3 研修の内容

- (1) 多重債務者問題改善プログラムと関係機関相互の連携について(仮)(50分)
- (2) 自治体における取組事例(仮)(30分)
- (3) 多重債務問題の法的解決(仮)(70分)
- (4) 民事法律扶助制度の概要(仮)(30分)

4 講師等

- (1) 山口県環境生活部県民生活課消費生活班 主任 原田 靖史
- (2) 岩国市農林経済部商工課 飯田 悦志 主事(多重債務者問題対策担当課職員)
- (3) 山口県弁護士会 出口 裕理 弁護士
- (4) 日本司法支援センター山口地方事務所(法テラス山口) 桑原 雄二 事務局長

5 開催月日

平成21年 2月13日(金)午後1時30分から午後4時40分まで

6 開催場所

山口県岩国総合庁舎1階 入札室(岩国市三笠町1-1-1)

7 その他

講師に係る費用(弁護士に係る報償費・旅費)については、県が負担する。